

### 武蔵野市住民投票条例案を上程します

本市では、令和2年4月1日施行の武蔵野市自治基本条例第19条の規定に基づき、本市における市民自治のさらなる推進を目的として、二元代表制を補完する常設型の住民投票制度を確立するため、武蔵野市住民投票条例（仮称）の制定に向けた検討を進めてまいりました。

本市における住民投票制度のあり方については、武蔵野市の自治全体を俯瞰して検討した「武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（以下「懇談会」という。）」の中で、その他のさまざまな自治の仕組みとあわせて、多くの時間をかけて議論されてきました。

本制度を検討するにあたっては、この懇談会での議論の内容を基本的な前提としながら、庁内に設置した「武蔵野市住民投票条例（仮称）検討委員会」による骨子案、条例素案の検討及び作成を経て、また、それぞれの案に対するパブリックコメントや意見交換会等におけるさまざまなご意見を踏まえ、条例案を作成し、この度議会に上程を行います。

#### ■ 目的

本条例は、市が廃置分合や境界変更（市の廃止、設置、分割、合併、市境の境界変更）を行おうとする場合のほか、市政に関する重要事項について、住民が直接その意思を表明する住民投票の制度を設けることにより、さらなる市民自治の推進を目的としています。

#### ■ 特徴

- ① 廃置分合・境界変更（一つの丁目以上の規模の境界変更）を行おうとする場合は、必ず住民投票を実施します。
- ② 上記①以外の、武蔵野市及び市民全体に影響を及ぼす事項で、住民に直接その意思を確認する必要があると認められるものについては、投票資格者総数の4分の1以上の署名をもって住民投票の実施請求ができます。
- ③ 上記②における住民投票の実施請求ができるのは、住民のみとなります。
- ④ 住民投票の投票資格者は、年齢満18歳以上で引き続き3か月以上武蔵野市の住民基本台帳に登録されている者とし、外国籍住民を含めます。
- ⑤ 住民投票の結果は、投票した者の総数が投票資格者総数の2分の1以上の場合に成立するものとします。
- ⑥ 条例に基づく住民投票の結果は、そのまま市の意思決定となるような法的拘束力を持たせることができないため、市長と議会はその結果を「尊重」し、どのように取り扱うかを決定します。
- ⑦ 成立、不成立にかかわらず、住民投票の結果を公表します。